

(仮称) 白石越河風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

平成 31 年 1 月

アカシア・リニューアブルズ株式会社

目 次

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第 2 章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解	5

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 7 条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して 1 ヶ月半の間（自主期間 2 週間を含む）縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成 30 年 11 月 9 日（金）

(2) 公告の方法

①日刊新聞紙による公告（別紙 1 参照）

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・平成 30 年 11 月 9 日（金）付 毎日新聞社、河北新報の全県版

※平成 30 年 11 月 17 日（土）～11 月 25 日（日）に開催する説明会についての公告を含む。

②地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

下記広報紙に「お知らせ」を掲載した。

- ・広報しろいし（別紙 2 参照）

③インターネットによるお知らせ

平成 30 年 11 月 9 日（金）から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・宮城県のウェブサイト（別紙 3 参照）

<https://www.pref.miyagi.jp/site/assesu/assesuinfo6.html>

- ・白石市のウェブサイト（別紙 4 参照）

<https://www.city.shiroishi.miyagi.jp/soshiki/18/12023.html>

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計 2 箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

①関係自治体庁舎での縦覧

- ・ 宮城県庁環境生活部環境対策課
宮城県仙台市青葉区本町 3 丁目 8 番 1 号
- ・ 白石市役所市民経済部生活環境課
宮城県白石市大手町 1 番 1 号

②インターネットの利用による縦覧

- ・ アカシア・リニューアブルズ株式会社 ホームページ（別紙 5 参照）
<https://www.acacia-renewables.com/11-9-2018>

(4) 縦覧期間

- ・ 縦覧期間：平成 30 年 11 月 9 日（金）から平成 30 年 12 月 25 日（火）まで
（いずれも、土・日、祝日を除く開庁時）

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は 4 名であった。

（内訳） 宮城県庁	3 名
白石市役所	1 名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(別紙1 参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・ 開催日時：平成30年11月17日（土）19時から20時まで
- ・ 開催場所：小原公民館
(宮城県白石市小原中北前田 3-2)

- ・ 来場者数：21名

- ・ 開催日時：平成30年11月18日（日）19時から20時まで
- ・ 開催場所：太平公民館
(宮城県白石市太平中目壺丁田 7)

- ・ 来場者数：13名

- ・ 開催日時：平成30年11月23日（金）19時から20時まで
- ・ 開催場所：白石中央公民館
(宮城県白石市寺屋敷前 25-6)

- ・ 来場者数：4名

- ・ 開催日時：平成30年11月24日（土）19時から20時まで
- ・ 開催場所：斎川公民館
(宮城県白石市斎川新町尻 31)

- ・ 来場者数：11名

- ・ 開催日時：平成30年11月25日（日）19時から20時まで
- ・ 開催場所：越河公民館
(宮城県白石市超河五賀南原 2-1)

- ・ 来場者数：13名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(別紙6、別紙7参照)

(1) 意見書の提出期間

平成30年11月9日(金)から平成30年12月25日(火)まで
(郵送の受付は当日消印まで有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ①縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ②アカシア・リニューアブルズ株式会社への書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

合計4名の方から、4通の意見書が提出された。

なお、意見の総数は38件であり、その内訳は以下の通り。

第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条の規定に基づく環境影響評価方法書について、環境の保全の見地から提出された意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。なお、意見の概要に関しては、本事業に係わる環境の保全の見地からの意見については原文のまま記載し、事業者の立場から回答を述べるべきでないとは判断された意見については、一部中略をして記載している。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
1	■コウモリ類について コウモリは夜間にたくさんの昆虫を捕食するので、生態系の中で重要な役割を持つ動物である。また害虫を食べるので、人間にとって、非常に役立つ益獣である。風力発電施設では、バットストライクが多数生じている。コウモリ類の出産は年1～2頭程度と、繁殖率が極めて低いため、死亡率のわずかな増加が、地域個体群へ重大な影響を与えるのは明らかである。国内では今後さらに風車が建設される予定であり、コウモリ類について累積的な影響が強く懸念される。これ以上風車で益獣のコウモリを殺さないでほしい。	コウモリ類の生息状況の把握とそれを踏まえた保全措置の検討は重要であると考えております。今後の手続きにおいては、有識者の意見を踏まえながら、実行可能な範囲で影響の低減をはかってまいりたいと考えております。
2	■コウモリ類について 事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測や保全をしないようだが、「重要種以外のコウモリは死んでも構わない」と思っているのか？日本の法律ではコウモリを殺すことは禁じられているはずだが、本事業者は「重要種以外のコウモリ」について、保全措置をとらずに殺すつもりか？	レッドデータブック等に記載されている重要種以外の種も調査対象とし、現地調査を実施いたします。調査手法については方法書に記載しており、コウモリ類についてはコウモリ相把握のための捕獲調査に加え、高高度を飛翔するコウモリ類を対象とした音声モニタリング調査を実施し、対象事業実施区域における生息状況を的確に把握いたします。その結果を踏まえ、適切に予測し、環境保全措置の内容について検討いたします。
3	■P289 バットストライクの予測は定量的に行うこと 事業者が行う「音声モニタリング調査（自動録音バットディテクターによる調査）」は定量調査であり、予測手法（解析ソフト）もすでに実在する（例えば「WINDBAT」http://www.windbat.techfak.fau.de/index.shtml）。よって、バットストライクの予測を「定量的」に行い客観的数値で示すこと。	音声モニタリング調査による結果は定量的に算出可能です。準備書では定量的な調査結果の取りまとめを予定しております。
4	■コウモリの音声解析について コウモリの周波数解析（ソナグラム）による種の同定は、国内ではできる種とできない種がある。図鑑などの文献にあるソナグラムはあくまで参考例であり、実際は地理的変異や個体差、ドップラー効果など声の変化する要因が多数あるため、専門家でも音声による種の同定は慎重に行う。仮に種の同定を誤れば、当然ながら誤った予測評価につながるだろう。よって、無理に種名を確定しないで、グループ（ソナグラムの型）に分けて利用頻度や活動時間を調査するべきである。	得られた音声については、無理に種名を確定せず、グループにわけて利用頻度や活動時間を調査するように致します。
5	■コウモリの音声録音について 捕獲によって攪乱が起こるので、自動録音調査と捕獲調査は、同日に行うべきでない（捕獲調査日の録音データは使用しないこと。）	現地での状況を踏まえ、頂いた意見も参考にし、データの取り扱いについて検討致します。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
6	■コウモリの捕獲調査について - コウモリ類について配慮のかけた不適切な捕獲を行う業者がいる。よってコウモリの捕獲及び許可申請の際には必ず「コウモリ類の専門家」の指導を受ける（うけさせる）べきだ。 6月下旬～7月中旬はコウモリ類の出産哺育期にあたるため、捕獲調査を避けるべきではないのか。 - ハーブトラップは高空を飛翔するコウモリを捕獲できないので、カスミ網も併用するべきではないか。 - 捕獲したコウモリは、麻酔をせずに、種名、性別、年齢、体重、前腕長等を記録し、すみやかに放獣するべきではないか。 - 捕獲個体やねぐらに残した幼獣への影響が大きいので、ハーブトラップは、かならず夜間複数回見回るべきだ（夕方設置して、見回りせずに朝方回収などということをして絶対に行わないこと）。 - 捕獲した個体を持ち帰り飼育しないこと。 - 捕獲した個体を素手で扱わないこと。 - 冬眠中の個体を絶対に覚醒させないこと。 - 冬眠中の個体を絶対に捕獲しないこと。	- コウモリ類の捕獲許可申請は、提出先となる環境省と協議のうえ、適切に実施いたします。 - 捕獲調査時期については有識者からのヒアリングも踏まえ適切に検討いたします。 - かすみ網の使用についても検討いたします。 - 捕獲したコウモリは麻酔をせず、種名、性別等を記録し、すみやかに放獣いたします。 - ハーブトラップは夜間複数回見回るよういたします。 - 捕獲した個体は持ち帰り飼育しません。 - 捕獲した個体は素手で扱わないよういたします。 - 冬眠中の個体については覚醒させないよう留意いたします。 - 冬眠中の個体は捕獲いたしません。
7	■「回避」と「低減」の言葉の定義について 事業者とその委託先のコンサルタントにあらかじめ指摘しておく。事業者らは「影響の回避」と「低減」の言葉の定義を本当に理解しているだろうか。事業者らは、コウモリ類への保全措置として「ライトアップをしない」ことを掲げるはずだが、「ライトアップをしない」ことは影響の『回避』措置であり、『低減』措置ではない。「ライトアップしないこと」により「ある程度のバットストライクが『低減』された事例」は、これまでのところ一切報告がない。	「回避」及び「低減」については、「環境アセスメント技術ガイド 生物の多様性・自然との触れ合い」（一般社団法人 日本環境アセスメント協会、平成 29 年）に記載されているとおり、以下のように考えております。 回避：行為（環境影響要因となる事業における行為）の全体又は一部を実行しないことによって影響を回避する（発生させない）こと。重大な影響が予測される環境要素から影響要因を遠ざけることによって影響を発生させないことも回避といえる。 低減：何らかの手段で影響要因又は影響の発現を最小限に抑えること、又は、発現した影響を何らかの手段で修復する措置。 引き続き、新たな知見を収集し、コウモリ類に対して負荷の少ない適切な保全措置について検討してまいります。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
8	■回避措置（ライトアップアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。 これについて事業者は「ライトアップアップをしないことにより影響はある程度低減できると思う」などと主張すると思うが、「ある程度は低減できると思う」という主張は事業者の主観に過ぎない。	当該地域において、バットストライクがどの程度発生するかは、現在の知見では予測できないと考えております。引き続き新たな知見の収集に努め、順応的管理の考え方を取り入れつつ、事後調査の結果及び専門家の意見を踏まえながら、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じることにより、コウモリ類への影響の低減を図ってまいります。
9	■回避措置（ライトアップアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これは事実だ。昆虫類はライトだけでなくナセルから発する熱にも誘引される。またナセルの隙間、ブレードの回転音、タワー周辺の植生や水たまりなどコウモリ類が誘引される要因は様々であることが示唆されている。 つまりライトアップは昆虫類を誘引するが、だからといって「ライトアップをしないこと」により「コウモリ類の誘引を完全に『回避』」できるわけではない。完全に『回避』できないのでバットストライクという事象、つまり「影響」が発生している。アセスメントでは影響が『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。よって、コウモリ類について影響の『低減』措置を追加する必要がある。	
10	■コウモリ類の保全措置（回避）について 樹林内に建てた風車や、樹林（林縁）から 200m 以内に建てた風車は、バットストライクのリスクが高いことが、これまでの研究でわかっている。低空（林内）を飛翔するコウモリでさえ、樹林（林縁）から 200m 以内ではバットストライクのリスクが高くなる。よって、風力発電機は樹林から 200m 以上離すこと。	バットストライクに係るリスクについては現地調査結果や専門家等からの意見を踏まえ、適切に予測いたします。その結果を踏まえ、必要に応じて環境保全措置を検討いたします。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
11	■「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない 「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引きの P3-110～111 には「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある。研究で「カットインをあげること」がバットストライクを低減する効果があることが「すでに」判明している。(Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report. Edward B. Arnett and Michael Schirmacher.2010)	当該地域において、バットストライクがどの程度発生するかは、現在の知見では予測できないと考えております。引き続き新たな知見の収集に努め、順応的管理の考え方を取り入れつつ、事後調査の結果及び専門家の意見を踏まえながら、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じることにより、コウモリ類への影響の低減を図ってまいります。
12	■コウモリ類の保全措置について 事業者は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりが本当にあるのだろうか？既存資料によれば、樹林から 200m の範囲に風車を立てないこと（回避措置）、『カットイン風速を限られた期間と時間帯に高く設定すること（低減措置）』がコウモリの保全措置として有効な方法であることがわかっている。この方法は、事業者が「実施可能」かつ「適切な」、コウモリ類への環境保全措置である。	
13	■コウモリ類の保全措置（低減措置）について コウモリの保全措置として、「カットイン風速の値を上げること」が行われている。事業者は、コウモリの活動期間中にカットイン風速を少しだけあげれば、バットストライクの発生を抑えられることを認識しているのか？	
14	■コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること 上記について事業者は、「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので、（カットイン風速の値を上げる）保全措置は実施しない（事後調査の後まで先延ばしにする）」といった回答をするかもしれないが、環境保全措置は安全側にとること。保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施することが重要である。	
15	■コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること 2 そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。仮に「適切な保全措置を実施しないでコウモリを殺してよい」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べるように。	

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
16	■コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること 3 上記について事業者は「実際に何個体死ぬか仕組みがよくわからないから（適切な保全措置をせずに）事後調査して、本当に死んだらその時点で保全措置を検討する」などと論点をすり替えるかもしれないが、それは「事後調査」という名目の「実証実験」である。身勝手な「実験」でコウモリを殺してはいけない。保全措置とは「コウモリを殺す前」から安全側で実施する行為である。	現地調査結果や有識者の意見等を踏まえた、事前段階の保全措置並びに必要なに応じた追加的な事後段階の保全措置について、安全側で適切なものとなるよう検討いたします。
17	■コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること 4 国内では、すでに多数の風力発電事業者が、コウモリ類の保全措置として稼働制限を行うことを表明した。大変すばらしいことだと思う。是非、本事業者も検討してほしい。ただし、保全処置は事業者の主観ではなく、現地調査結果及び予測結果を踏まえるべきである。	
18	■バットディテクターによる調査について バットディテクターの探知距離は短く、地上からでは高空、つまりブレードの回転範囲の音声はほとんど探知できない。よって準備書には使用するバットディテクターの探知距離とマイクの設置方向（上向きか下向きか）を記載すること。 なお「仕様書に書いていない（ので分からない）」などと回答をする事業者がいたが、バットディテクターの探知距離は影響予測をする上で重要である。わからなければ自分でテストして調べること。	簡易的にテストした結果から探知距離を整理し、準備書に記載致します。
19	■P290 音声モニタリング調査地点が少ない バットディテクターによる音声モニタリング調査地点が2か所のみであるが、その根拠を述べよ。「利用頻度を比較する」つもりならば、すべての風力発電機設置位置（10～12箇所）において日没前から日の出まで自動録音調査するべきではないのか。	有識者の意見を踏まえ、主に北側と南側で高空を飛翔するコウモリ類の利用状況を把握するため、2地点を設定しました。1地点は風況鉄塔を用い音声モニタリング調査を実施し、尾根上の風車が設置される代表的な地点として位置づけています。もう1地点は、樹高棒を用いた音声モニタリング調査を実施し、地点としてはコウモリが通過する可能性が考えられる鞍部に設置する予定にしています。いずれも尾根上の代表的な環境を押さえられるよう、有識者の助言を得ながら設定しました。
20	■バットディテクターによる調査時間について バットディテクターによる調査時間の記載がない。日没1時間前から、日の出1時間後まで録音すること。	観察時間につきましては、ご指摘の点がカバーされるよう留意して実施致します。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
21	■コウモリ類の保全措置について 事業者は目先の利益を優先し、自分たちの子孫につなぐべき生物多様性をとりあげてはいけない。『事後調査でコウモリの死骸を確認したら保全措置を検討する』などという悪質な事業者がいたが、コウモリの繁殖力は極めて低いので、一時的な殺戮が地域個体群へ与える影響は大きい。コウモリの活動期間中に『カットイン風速を少しあげれば』、バットストライクの発生を低減できることはこれまでの研究でわかっている。『ライトアップをしないこと』はバットストライクを『低減する効果』は確認されていない。さらに『事後調査』は『環境保全措置』ではない。『影響があることを予測』しながら『適切な保全措置』をとらないのは、「発電所アセス省令」に違反する。	当該地域において、バットストライクがどの程度発生するかは、現在の知見では予測できないと考えております。引き続き新たな知見の収集に努め、順応的管理の考え方を取り入れつつ、事後調査の結果及び専門家の意見を踏まえながら、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じることにより、コウモリ類への影響の低減を図ってまいります。
22	■事後調査など信用できない コウモリは小さいので、死骸はスカベンジャーに持ち去られてすぐに消失する。月 2 回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、科学的な根拠は乏しい。最新の科学的知見に従い、コウモリの保全措置を安全側で実施し、「その上で」科学的かつ透明性の高い事後調査を実施すること。	
23	■意見は要約しないこと 意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。事業者見解には、意見書を全文公開すること。	本事業に係わる環境の保全の見地からの意見については原文のまま記載し、事業者の立場から回答を述べるべきでないと判断された意見については、一部中略をして記載いたしました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
24	環境の保全の見地からの意見 本事業計画は、宮城県白石市南部の山稜上に単機出力最大 4,200 キロワット、発電出力最大 38,400 キロワットに達する大規模な陸上風力電源開発計画を進めようとしているものであるが、その対象事業実施区域は宮城県と福島県の県境に近い立地であり、福島県域にも何らかの環境影響が波及する可能性が高いと考えられるものである。 特に低周波音を含む騒音・振動については、例年当該地域において北西からの風が卓越する期間が多いこと、白石市側から見て福島盆地が播鉢上の地形となっており、霊山や信夫山が反響板のような役割を果たすとも考えられることから、簡単に福島県側に環境影響が及ばないということが出来ないにもかかわらず、事業者は無理矢理福島県側を環境影響が及ばない範囲に位置付け、その根拠が明らかにされていない。 同様に、福島県側の重要な景観資源となっている半田山や桑折西山城址、霊山等からの眺望景観への影響の有無についても、不明なままになっている。また、風力発電機の水揚げは福島県側の相馬港で実施する計画だとしていながら、福島県側の道路交通への影響の可能性について、全く考察が加えられていない。しかるに、事業者側は当該事業計画が実施されても福島県側には一切の環境影響が及ばないと主張し、あえて、福島県側が出来るだけその範囲に入らないような多くの図を作成し、本環境影響評価方法書に意図的に掲載している。このような姿勢は、福島県側を著しく蔑ろにする姿勢ではないだろうか。	本方法書の手続きを進めるにあたり、福島県及び国見町、伊達市、桑折町、福島市を訪問し、本事業の事業計画の説明を行いました。その協議の結果を受け、福島県側へ環境影響が及ばないようにするため、離隔を確保するよう事業計画の変更を行い、福島県内の市町村を関係地域に含めないと判断し、ご了解をいただいております。
25	当該事業者は、当初福島県を関係地域にせず、当該環境影響評価方法書を福島県に送付しない理由として、福島県側の福島市、伊達市、桑折町及び国見町の各役場の担当者が自区域内における当該環境影響評価方法書の縦覧手続きは不要だとしたことを決め手だと説明していたが、何故か今、伊達市、桑折町及び国見町の各役場において当該環境影響評価方法書の「縦覧」手続きを実施している。これはどう言う経緯により、この「縦覧」は環境影響評価法や発電所アセス省令の規定とはどのような整合が図られているか、全く不明である。その各縦覧場所では意見投函箱を置いて意見収集まで実施しているが、福島県には当該事業者は当該環境影響評価方法書を送付しておらず、同県の審査を受けることもなく、福島県側の事情を理解している福島県知事が当該環境影響評価方法書に対して環境の保全の見地からの意見を述べることもない。つまり、仮に福島県側において一般から意見があったとしても、活かされる機会がない、環境影響評価法や発電所アセス省令の規定が全く想定されていないやり方がされている。つまり、違法ではないか。	国見町、桑折町、伊達市において実施した縦覧については、自主的に実施するという事で、各市町及び福島県よりご了承を頂いております。 宮城県内、県外にかかわらず頂いたご意見に関しては、真摯に対応させていただきます。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
25	(前頁の続き) 今、伊達市、桑折町及び国見町の各役場において当該環境影響評価方法書の「縦覧」手続きを実施しているということは、当該事業者自ら当該環境影響評価方法書を福島県に送付しない理由がなかったことを認めたことにほかならないのではないか。＜中略＞	
26	このような不誠実な事業者を放置し、福島県側に近い宮城県側の辺地で大規模な風力発電開発計画の集中立地が進めば、風下に当たる福島県側ではとんでもないことになることが強く懸念される。私は現在、言わば「騒音の反射板」である信夫山の麓に居住しているので、本当に心配である。このような懸念について、関係機関等は真剣に対策を講じるべきである。	騒音に関し、本事業の対象事業実施区域から信夫山までは 20km 以上の離隔があり、重大な影響はないと考えております。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
27	何れにしても、陸上における大規模な風力発電事業については、不確定な要素が多く、その計画を進めようとする事業者には、例外なく一層の配慮が求められることを忘れてはならない。 そもそも、最近商用発電事業に使われることが多くなっている発電出力2,000kW級を超えるような大型の風力発電機というものについて、一般に基礎的な知識の普及が遅れており、単に分からないから関係する立場になると不安を感じられるようになる人が少なくない。確かに環境影響評価図書は環境影響評価の手続きのための図書であるが、環境影響評価を的確に行う上でも、計画施設の特徴を出来るだけ精確に把握することが重要であり、一般に風力発電機とはどのようなものであるか、環境影響評価図書の記載についても分かり易く解説を加える必要がある。	事業を進める上で、住民の方への配慮を一番に考えています。 環境影響評価の図書に関しては、可能な限りわかりやすく説明をいたします。
28	その上で、風力発電機から発生する騒音及び低周波音については、どのようなものなのか、最先端技術を含めて最新の科学的知見を整理して明かにした上で、的確な調査計画が立案されるべきである。この点、当該方法書の記載はまるで不十分である。従って、騒音、振動及び低周波音に係り必要な記載と福島県側の複数の調査地点の追加が必要である。	風力発電機の設置予定範囲から福島県側の最寄りの住居までの距離は約3kmとなっており、重大な影響はないと判断しております。
29	一般に発電出力2,000kW級を超えるような大型の風力発電機については、何よりもその見栄えによる人の心理への影響も大きいように考えられる。その聳え立つ威容は、なかなか馴染み難いものであるため、本来は聞こえていないような騒音や低周波音さえ聞こえるように感じさせ、体調の不調を招いているようなことがあるのではないか。この点、風力発電機の意匠を関係地域住民が馴染みやすいものに工夫する等の対策が考えられるのではないか。本事案については、こうした点の検討も欠けているので、そのための手法を工夫・起案して、的確な調査、予測及び評価の計画を追加するべきである。	地域の方々には十分な説明を行い、風力発電機がどのような構造物であるか、ご理解いただけるよう、住民説明会等を通じて努めてまいります。
30	また、本計画施設が完成した場合、福島県側の重要な景観資源かつ人と自然とのふれあいの活動の場となっている半田山山頂等からの眺望に影響が及ぶ可能性があるが、当該方法書においては全くそれらについて考察が加えられていない。景観及び人と自然とのふれあいの活動の場の調査及び予測地点について、福島県側の複数の的確な地点を追加するべきである。 福島市の住民の最も身近な憩いの場である福島市信夫山山頂からも、完成後の計画施設が見えるようになるのではないか。福島県側の遠景への影響についても十分に調査、予測及び評価をするべきである。	半田山及び信夫山については十分な離隔を確保しており、重大な影響はないと考えております。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
31	本事案とほぼ対象事業実施区域が重複して（仮称）白石鉢森山風力発電事業、やや離れた西側に（仮称）七ヶ宿長老風力発電事業の計画が進められているほか、福島・宮城両県境に近い宮城県側では、丸森町方面でも複数の大規模風力電源開発計画が進められており、宮城県関係者当局が風力電源開発の適地だと示したことから、大規模風力電源開発計画等の集中立地が進もうとしていることは、福島県側から見れば何れも風上に当たり、騒音等の環境影響の累積的影響が波及・拡大し兼ねない事態であり、大変心配である。当該事業者は、これらの累積的な影響についての調査、予測及び評価も十分なものとなるよう、他の関係事業者とも協力して積極的に取り組むべきである。 <中略>	周囲の他事業については、現在協議を始めており、今後、相互に情報共有を行いたいと考えております。協議の進捗に応じて事業計画を検討してまいります。 今後も宮城県や福島県及び周囲の市町に説明を行い、ご理解いただきながら事業を進めたいと考えています。
32	なお、この意見については、加工せずに環境影響評価準備書に掲載し、事業者は適正に回答を加えること。事業者の適正な対応を担保するため、本意見は別途経済産業省等に提出することがあることを申し添える。	本事業に係わる環境の保全の見地からの意見については原文のまま記載し、事業者の立場から回答を述べるべきでないと判断された意見については、一部中略をして記載いたしました。
33	白石越河風力発電事業について この地域は冬は霜も降り寒いところです。凍結対策はどのように考えているのか教えてほしい。ハネが凍結等が懸念されます。また、こういった事業によって周辺への環境への対策をどのように考えているのでしょうか。	着雪・着氷による影響が、周周囲の住居へ影響がないよう、運転・保守計画を実施いたします。
34	白石越河風力発電事業予定地区は、県境の風の強い（特に冬場と春先）地域なので、風対策の事業が必要と考えますのでご検討方お願いします。過去には東北本線、国道四号線にて風による事故等が発生しています。	耐風速を考慮し、十分安全な風力発電施設の設計をいたします。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
35	初めに前回提出した意見に対し丁寧なる返答を頂いた事に対し感謝申し上げます。 但し返答及び 11/24 説明会時点での返答で認識の違いがありますので再度、次頁 3 項目の意見を提出しますので、検討をお願いします。	
36	1 水源地の件。 ①前回、工事及び設置に依る水環境変化について考えを聞きましたが認識、範囲に違いが見られます。 ②各河川に於ける「汚濁、濁水」監視、対策等は当然ですが当地区の簡易水道 3 組合共に、設置予定の山頂から幾分下がった山腹より湧水を取水し、飲料を含む生活用水としており、文字通り命の水です。 ③各種設備類、水質に関しては毎年県条例に則り厳格に維持、管理している現状なので工事中はもとより設置後に於いても各簡易水道が現状を維持出来る様、十分な事前調査と監視、管理、対策等を願いたい。	水の濁りに対する影響については、適切に調査・予測及び評価を行い、事業計画を検討してまいります。 また、飲料水については地域の住民の皆様のご要望にあわせ、別途協議や調査を行うことを考えております。住民の皆様の不安を払拭できるよう真摯に説明を行ってまいります。
37	2 低周波事前調査の件。 ①低周波事前調査に付いて「回数」「方法」「屋外のみ」ではあまりにも現実無視と思われる。 ②屋外のみで 2 季×3 日間だけの事前調査ではあまりにもサンプル数が少なく風の強弱での変化等の推測が不可と思われる。 ③今回問題にしている低周波被害は夜間、屋内での発生が多いとの事、これは日中、低周波は他の音の影響により低減され又、屋内に入り易く「共鳴効果」もあり被害が発生し易いとの事。 ④11/24 説明会の中で「問題発生時には羽根を停止すれば設置前のデータ採取可能」との発言があったが一度設置したら土地形態変化も含め本体が有るので空気の波は発生すると思われる。 ⑤大気質調査は一年間をかけ細部にわたり調査するとの事であるならば低周波調査の方も誠意を持って行うべきと考える。 ⑥以上の観点から低周波を含めた音関連の事前調査は 1) 屋内、外 2) 4 季 3) 1 か月間（最低）で検討願いたい。 尚、屋内外での調査対象家屋は比較的新しい家の方が気密性、継続性の観点から望ましいと思われます。	本事業におきましては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（環境省、平成 29 年 5 月）に沿って、現地調査、予測を行い、影響の有無について確認してまいります。調査の時期に関しては、風力発電機が稼動する代表的な風況を把握できる時期に実施することを検討しており、3 日間程度の調査を年 2 回実施する予定です。この調査結果については、住民説明会等を通して皆様にご理解いただけますよう、引き続き説明を行ってまいります。
38	3 強風時の安全対策について。 ①今年の夏、ある地方自治体管理の風力発電施設が台風被害により倒壊停止中であり又広い公園の為、大きな被害は無かった新たな不安材料を突き付けられた。 ②今回倒壊した風車は高さが約 35m との事、この地で予定している高さは 85 人家より 900m 程の距離が有ると言え山の頂であり又、付近は高压線が通っており不安が大きい。 ③11/24 説明会で見た基礎工事の VTR では配筋等、耐久性がある様には見受けられたが不安解消を図る為各要所での、耐荷重（耐風力）を静荷重、動荷重で表示願いたい。	①、② 耐風速を考慮し、十分安全な風力発電施設の設計をいたします。 ③ 現在測定している風の結果の評価を行い、今後、耐風速を考慮した設計をいたします。

○日刊新聞紙における公告

毎日新聞社（平成 30 年 11 月 9 日（金））

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、(仮称)白石越河風力発電事業
環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催します。

一、事業者の名称 アカシア・リニューアブルズ株式会社
代表者の氏名 代表取締役 デイヴィッド・ボヴァール
事務所の所在地 東京都中央区築地二・一五・一九
ミレニアム築地七階

二、対象事業の名称 (仮称)白石越河風力発電事業
種類 風力発電所設置事業
規模 発電設備出力 最大三万八千四百キロワット
宮城県白石市

三、対象事業実施区域 宮城県白石市

四、環境影響を受ける範囲と認められる地域の範囲 宮城県白石市
宮城県庁環境生活部環境対策課
白石市役所市民経済部生活環境課
※いずれも、土・日・祝日を除く開庁時

五、縦覧の場所・時間

電子縦覧 <https://www.acacia-renewables.com/news-jap>
法的期間 平成三十年十一月九日(金)から
平成三十年十二月十日(月)まで
自主期間 平成三十年十一月十一日(火)から
平成三十年十二月二十五日(火)まで

六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の見
地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意
見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けており
ます。意見書箱にご投函くださるか、平成三十年十二月二十五
日(火)までに問い合せ先へ郵送ください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する場所・日時

一、小原公民館(宮城県白石市小原中北前田三・一)
十一月十七日(土)十九時から二十時

二、大平公民館(宮城県白石市大平中目町丁田七)
十一月十八日(日)十九時から二十時

三、白石中央公民館(宮城県白石市寺尾敷前二十五・六)
十一月二十三日(金)十九時から二十時

四、斎川公民館(宮城県白石市斎川新町三十二)
十一月二十四日(土)十九時から二十時

五、越河公民館(宮城県白石市越河五賀南原二・一)
十一月二十五日(日)十九時から二十時

八、問い合わせ先 アカシア・リニューアブルズ株式会社
〒一〇四・〇〇四五 東京都中央区築地二・一五・一九
ミレニアム築地七階 電話〇三(五・四八)七三〇三 担当 伯
E-mail: info@acacia-renewables.com

河北新報（平成 30 年 11 月 9 日（金））

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、(仮称)白石越河風力発電事業
環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催します。

一、事業者の名称 アカシア・リニューアブルズ株式会社
代表者の氏名 代表取締役 デイヴィッド・ボヴァール
事務所の所在地 東京都中央区築地二・一五・一九
ミレニアム築地七階

二、対象事業の名称 (仮称)白石越河風力発電事業
種類 風力発電所設置事業
規模 発電設備出力 最大三万八千四百キロワット
宮城県白石市

三、対象事業実施区域 宮城県白石市

四、環境影響を受ける範囲と認められる地域の範囲 宮城県白石市
宮城県庁環境生活部環境対策課
白石市役所市民経済部生活環境課
※いずれも、土・日・祝日を除く開庁時

五、縦覧の場所・時間

電子縦覧 <https://www.acacia-renewables.com/news-jap>
法的期間 平成三十年十一月九日(金)から
平成三十年十二月十日(月)まで
自主期間 平成三十年十一月十一日(火)から
平成三十年十二月二十五日(火)まで

六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の見
地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意
見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けており
ます。意見書箱にご投函くださるか、平成三十年十二月二十五
日(火)までに問い合せ先へ郵送ください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する場所・日時

一、小原公民館(宮城県白石市小原中北前田三・一)
十一月十七日(土)十九時から二十時

二、大平公民館(宮城県白石市大平中目町丁田七)
十一月十八日(日)十九時から二十時

三、白石中央公民館(宮城県白石市寺尾敷前二十五・六)
十一月二十三日(金)十九時から二十時

四、斎川公民館(宮城県白石市斎川新町三十二)
十一月二十四日(土)十九時から二十時

五、越河公民館(宮城県白石市越河五賀南原二・一)
十一月二十五日(日)十九時から二十時

八、問い合わせ先 アカシア・リニューアブルズ株式会社
〒一〇四・〇〇四五 東京都中央区築地二・一五・一九
ミレニアム築地七階 電話〇三(五・四八)七三〇三 担当 伯
E-mail: info@acacia-renewables.com

○広報誌による「お知らせ」

(広報しろいし 11月号)

「(仮称) 白石越河風力発電事業 環境影響評価方法書」の 縦覧および説明会の開催について

白石市内において、アカシア・リニューアブルズ株式会社が計画している(仮称)白石越河風力発電事業に関して、環境影響評価に係る調査、予測および評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を縦覧し、意見を収集します。

また、事業および方法書の内容についての説明会を開催します。

●縦覧場所 市役所1階 生活環境課

宮城県庁13階 環境対策課

●縦覧期間 11月9日(金)～12月25日(火)

8:30～17:15(土・日・祝日を除く)

●インターネットによる公表 事業者のホームページから閲覧できます。

<https://www.acacia-renewables.com/news-jap>

●意見書の受付 環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの意見書箱へ投函するか、問い合わせ先へ郵送してください。

※意見書は、縦覧場所に備え付けています(上記ホームページからダウンロード可能)。

●意見書の提出期限 12月25日(火)

※郵送の場合は、当日消印有効

◎アカシア・リニューアブルズ株式会社

〒104-0045 東京都中央区築地二丁目15番19

号ミレニアム築地7階 ☎03-5148-7303

●説明会の日時・場所

場所	日時
小原公民館	11月17日(土)19:00～20:00
大平公民館	11月18日(日)19:00～20:00
中央公民館	11月23日(金)19:00～20:00
斎川公民館	11月24日(土)19:00～20:00
越河公民館	11月25日(日)19:00～20:00

●事業実施区域



梶川みつ子行政相談委員が総務大臣表彰を受賞



▲表彰状を手に山田市長と記念撮影する梶川さん(右)

総務大臣から行政相談委員に委嘱されている梶川みつ子さんが、長年にわたる功績を称えられ、10月10日、東京都内で行われた表彰式において、総務大臣表彰を受賞しました。

行政相談とは、行政機関などのサービスや各種制度の手続きで困っていること、要望したいことについて、行政相談委員が相談に応じ、解決のお手伝いをするものです。

梶川さんは平成17年に行政相談委員に委嘱され、身近な相談相手として活躍されてきました。「市や関係機関と協力しながら活動してきたことが評価されたと思います」と笑顔で話してくれました。

○インターネットによる「お知らせ」

(宮城県のウェブサイト)



○インターネットによる「お知らせ」

(宮城県のウェブサイト)

5 意見の提出

「方法書」について、環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、事業者宛てに書面にて意見書をお寄せください。

(1)意見書の記載事項

- 氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 意見書の提出の対象である配慮書の名称
- 方法書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載してください。）

(2)意見書の提出期限

平成30年12月25日（火曜日）まで（当日消印有効）

(3)意見書の提出先

縦覧場所に備え付けの意見書箱への投函または以下の事業者宛てに郵送してください。

〒104-0045 東京都中央区築地二丁目15番19号 ミレニアム築地7階 アカシア・リニューアブルズ株式会社

【説明会の開催】

対象地区（小湊地区）

日時：平成30年11月17日（土曜日） 午後7時から午後8時
場所：小湊公民館

対象地区（大平地区）

日時：平成30年11月18日（日曜日） 午後7時から午後8時
場所：大平公民館

対象地区（白石地区）

日時：平成30年11月23日（金曜日） 午後7時から午後8時
場所：白石中央公民館

対象地区（香川地区）

日時：平成30年11月24日（土曜日） 午後7時から午後8時
場所：香川公民館

対象地区（越河地区）

日時：平成30年11月25日（日曜日） 午後7時から午後8時
場所：越河公民館

お問い合わせ先

〒104-0045 東京都中央区築地二丁目15番19号 ミレニアム築地7階
アカシア・リニューアブルズ株式会社
TEL：03-5148-7303 担当 伯
E-mail：info@acacia-renewables.com

このページに関するお問い合わせ先

環境対策課
〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号13階南側
環境影響評価係
Tel：022-211-2667
Fax：022-211-2696
[メールでのお問い合わせはこちらから](#)

前のページに戻る

このページのトップへ

このページを紹介する

[Twitter](#)

[Facebook](#)

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe社が提供するAdobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。（無料）

Get ADOBE READER

リンク・著作権・免責事項 | 個人情報保護 | ウェブアクセシビリティへの配慮 | 広告掲載に関する情報 | ホームページ全般に関する情報

宮城県公式Webサイト

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号 | 法人番号8000020040002
Tel:022-211-2111 | 県庁への行き方 | 県庁県民駐車場

Copyright © Miyagi Prefectural Government. All Rights Reserved

前のページに戻る

このページのトップへ

(アカシア・リニューアブルズ株式会社 ホームページ)

【(仮称) 白石越河風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について】



ホーム ニュース 会社概要 マスコリーキャピタル プロジェクト 技術 お問い合わせ 採用

EN JA
03-5148-7303

「(仮称)白石越河風力発電事業」
に係る環境影響評価方法書の公表及び縦覧について

環境影響評価法の規定に基づき、「(仮称)白石越河風力発電事業環境影響評価方法書」(以下、方法書)を作成しましたので、公表します。

※方法書は、2018年11月9日(金)08:30～2018年12月25日(火)17:15までの期間中は閲覧が可能です。
※当社ウェブサイト以外での閲覧、閲覧期間を過ぎた場合は表示できません。
※当社ウェブサイト上で閲覧期間中でも、ご使用のブラウザ、プラグインが対応していない場合は表示できません。
※配慮書閲覧時のブラウザは、Internet Explorerを推奨します。(Windows 10でのInternet Explorerの使用方法
<https://support.microsoft.com/ja-jp/help/4026136/windows-10-use-internet-explorer>)
※ダウンロードで閲覧や印刷はできません。

- ・表紙・目次
- ・第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- ・第2章 対象事業の目的及び内容
- ・第3章-1 対象事業実施区域及びその周囲の概況
- ・第3章-2 対象事業実施区域及びその周囲の概況
- ・第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果
- ・第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解
- ・第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の方法
- ・第7章 その他関係法令で定める事項
- ・第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- ・資料編
- ・要約書

配慮書の縦覧

縦覧場所
宮城県庁 環境生活部 環境対策課
白石市役所 市民経済部 生活環境課

方法書説明会

日時・開催場所

①対象地区:小厚地区
日時:平成30年11月17日(土)19時～20時
場所:小厚公民館

②対象地区:大平地区
日時:平成30年11月18日(日)19時～20時
場所:大平公民館

③対象地区:白石地区
日時:平成30年11月23日(金)19時～20時
場所:白石中央公民館

④対象地区:南川地区
日時:平成30年11月24日(土)19時～20時
場所:南川公民館

⑤対象地区:越河地区
日時:平成30年11月25日(日)19時～20時
場所:越河公民館

縦覧期間

法的期間:平成30年11月9日(金)～12月10日(月)
自主期間:平成30年12月11日(火)～12月25日(火)
時間:午前8:30～午後5:15(土日祝日を除く)

環境影響評価方法書について環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、意見書に記入の上、下記連絡先までお送りください。

意見書様式は[こちら](#)でダウンロードしてください。

意見書の提出先及びお問い合わせ先
104-0045
東京都中央区築地2-15-19 ミニシアム築地7階
アカシア・リニューアブルズ株式会社
担当: 伊
info@acacia-renewables.com

[前のページに戻る](#)



This information is a general description of the Acacia Renewables only. Before acting on any information, you should consider the appropriateness of it having regard to your particular objectives, financial situation and needs and seek advice. No information set out above constitutes advice, an advertisement, an invitation, a confirmation, an offer or a solicitation, to buy or sell any security or other financial, credit or lending product or to engage in any investment activity, or an offer of any banking or financial service. Some products and/or services mentioned on this website may not be suitable for you and may not be available in all jurisdictions. All securities and financial products or instrument transactions involve risks. Past performance of any product described on this site is not a reliable indication of future performance.

©2017 by Acacia Renewables K.K. All rights reserved.

○お知らせ

お 知 ら せ

「(仮称) 白石越河風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧について

1. 縦覧期間及び時間

法的期間：平成30年11月9日（金）から平成30年12月10日（水）まで

自主期間：平成30年12月11日（火）から平成30年12月25日（火）まで

2. 閲覧用紙の記入

方法書をご覧になられた方は、恐れ入りますがご意見の有無にかかわらず、備え付けの用紙に住所・氏名をご記入の上、ご投函ください。

3. 意見書の送付

「(仮称) 白石越河風力発電事業に係る計画段階環境方法書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、備え付けの用紙のご意見欄に意見の理由を含めてご記入の上、意見書箱にご投函頂くか、下記宛先までご郵送またはメールにてご提出ください。

○受付期間：平成30年11月9日（金）から平成30年12月25日（火）まで
(郵送の場合は12月25日消印有効)

○郵送またはメールの場合

宛先：〒104-0045 東京都中央区築地2-15-19 ミレニアム築地 7階
アカシア・リニューアブルズ株式会社 伯 宛
E-mail: info@acacia-renewables.com

○記載事項

- ①氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ②方法書について、環境の保全の見地からの意見（日本語により意見の理由を含めて記載してください）

※方法書は、アカシア・リニューアブルズ株式会社のホームページでも公表しています。ウェブサイト URL <https://www.acacia-renewables.com/news-jap>

※今回は、伊達市市民生活部生活環境課に縦覧場所のご提供をお願いし、お引き受け頂きました。従いまして、ご質問等につきましては、役場職員はお答えできませんのでご了承下さい。

4. お問い合わせ先

アカシア・リニューアブルズ株式会社

担当者名：伯

電話番号：03-5148-7303

（土・日・祝祭日を除く、午前10時から午後16時まで）

以 上

ご意見記入用紙

※閲覧のみの場合、お名前、ご住所のみを記入のうえ、意見書箱へのご投函をお願い致します。

○意見書の提出期限 平成30年12月25日(火)〔当日消印有効〕

平成 30 年 月 日

[illegible]

2. この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A4サイズ）の用紙をお使いください。